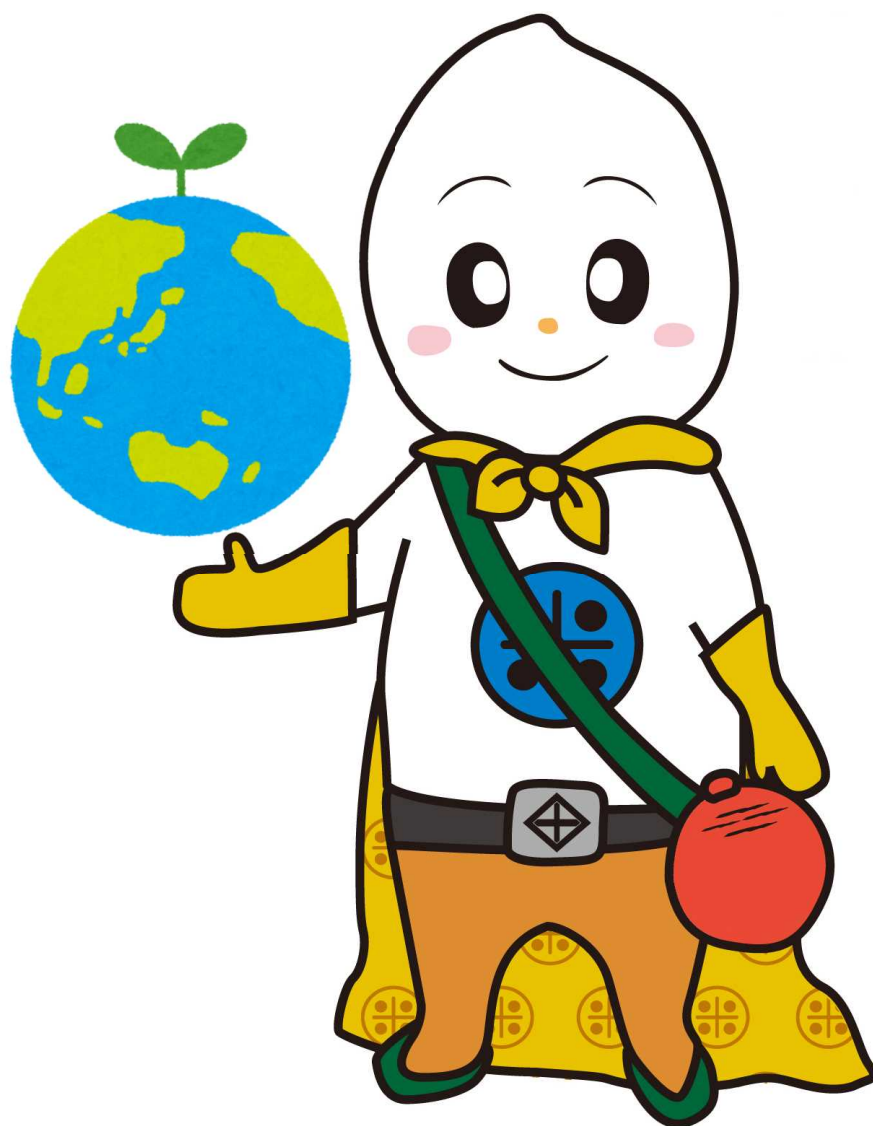


第2次 新十津川町環境基本計画

～自然と資源を未来につなぐ、住み続けたいまち～



令和2年3月
(令和8年3月改定)
新十津川町

目次

I 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的、役割、位置づけなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の基本的枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 新十津川町の概要

- 1 位置・地勢・土地・人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自然・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 暮らし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 公害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 町民の環境行動と環境意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

III わたしたちを取り巻く社会的動向

- 1 世界の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 日本の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

IV 第1次計画の進捗状況と今後の方向性

- 1 第1次計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

V 新十津川町が目指す将来像と基本目標

- 1 第2次環境基本計画で目指す新十津川町の将来像・・・・・・・・・・ 17
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

VI 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

VII 施策の推進と主体別の取り組み（環境配慮行動）

- 1 豊かな水と緑につつまれたまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 環境にやさしい循環型のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 環境のことを考え、行動するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

VIII 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

IX 関連資料

- 1 新十津川町環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 新十津川町美しいまちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 新十津川町総合行政審議会条例及び委員（住民生活部会）名簿・・・・ 37

I 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本町では、平成21年4月に、町民・事業者・行政の役割等について定めた「新十津川町環境基本条例」を施行し、条例に基づき総合的かつ計画的な環境施策を進めるため、“一人ひとりが、地域と地球の豊かな環境を未来に伝える、循環型のやさしいまち”をテーマに「新十津川町環境基本計画（H22～H31）」を策定し、環境施策の推進を図ってきました。

計画を進めてきた10年の間に、地球温暖化の影響による異常気象、マイクロプラスチックによる海洋汚染問題、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機とする原子力エネルギー政策の転換など、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

こうしたことから、令和元（平成31）年度に現行計画の計画期間が満了することに伴い、計画の再評価を踏まえ、社会情勢の変化に応じた、「第2次新十津川町環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画の目的、役割、位置づけなど

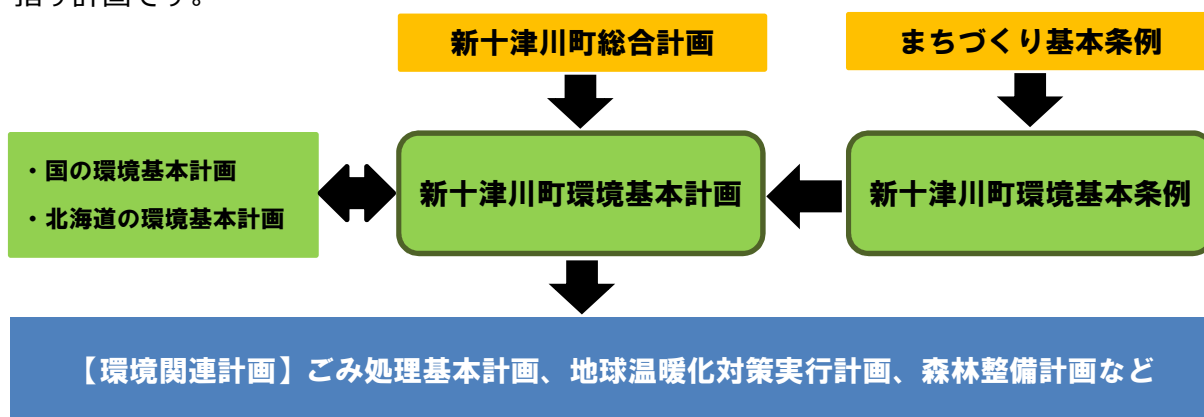
（1）計画の目的、役割

新十津川町環境基本条例では、第7条で環境基本計画の策定を義務付けており、その目的と役割について、次のように定めています。

環境基本計画は、「環境の保全等に関する基本的な計画」として、町における環境の保全等を目的とする施策の基本的な方向性を示すのみならず、町民・事業者・行政など各主体の自主的、積極的取組みを効果的に促す役割を持つものです。今日の環境問題の特質を考えると、それぞれの主体における取組みを全体として促進するため、町民・事業者・行政に期待する取組みを計画的に位置づけることが必要になります。

（2）計画の位置づけ

本計画は、国及び北海道の環境基本計画並びに町の最上位計画である「新十津川町総合計画」と環境保全の観点から整合性を図るとともに、町が持つ「ごみ処理基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」、「森林整備計画」などと連携し、環境施策の上位計画として、総合的な展開を目指す計画です。



3 計画の基本的枠組み

(1) 計画の期間と達成目標

ア 長期的な達成目標（10年間）

計画の期間を、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、長期的な達成目標を掲げます。

イ 中期的な達成目標（3年間）

また、その途中経過時点として、向こう3年間を実施計画期間とし、この3年間においても中期的な達成目標を掲げます。

ウ 短期的な達成目標（1年間）

さらに、これら中長期の目標を着実に実現するため、予算執行の期間の単位である1年度ごとの短期達成目標についても定めます。

計画期間		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
長期目標	本計画の達成目標	➔									
中期目標	目標達成への中期実施計画	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画			
短期目標	目標実現のための行動策定	中長期目標実現のための方策の予算化・実行									

⇒次期計画策定

(2) 計画の対象地域

本計画を適用する対象地域は、新十津川町全域とします。ただし、地域特性に応じて限定的に施策を講ずる場合は、その対象地域を特定して明記します。また逆に、河川流域や山林など行政域を超える広域的な環境領域については、施策の有効性を確保するため、関係する近隣自治体や北海道、国などとの広域的連携や調整を図るべく、対象地域を拡大する場合があります。

Ⅱ 新十津川町の概要

1 位置・地勢・土地・人口

(1) 位置・地勢

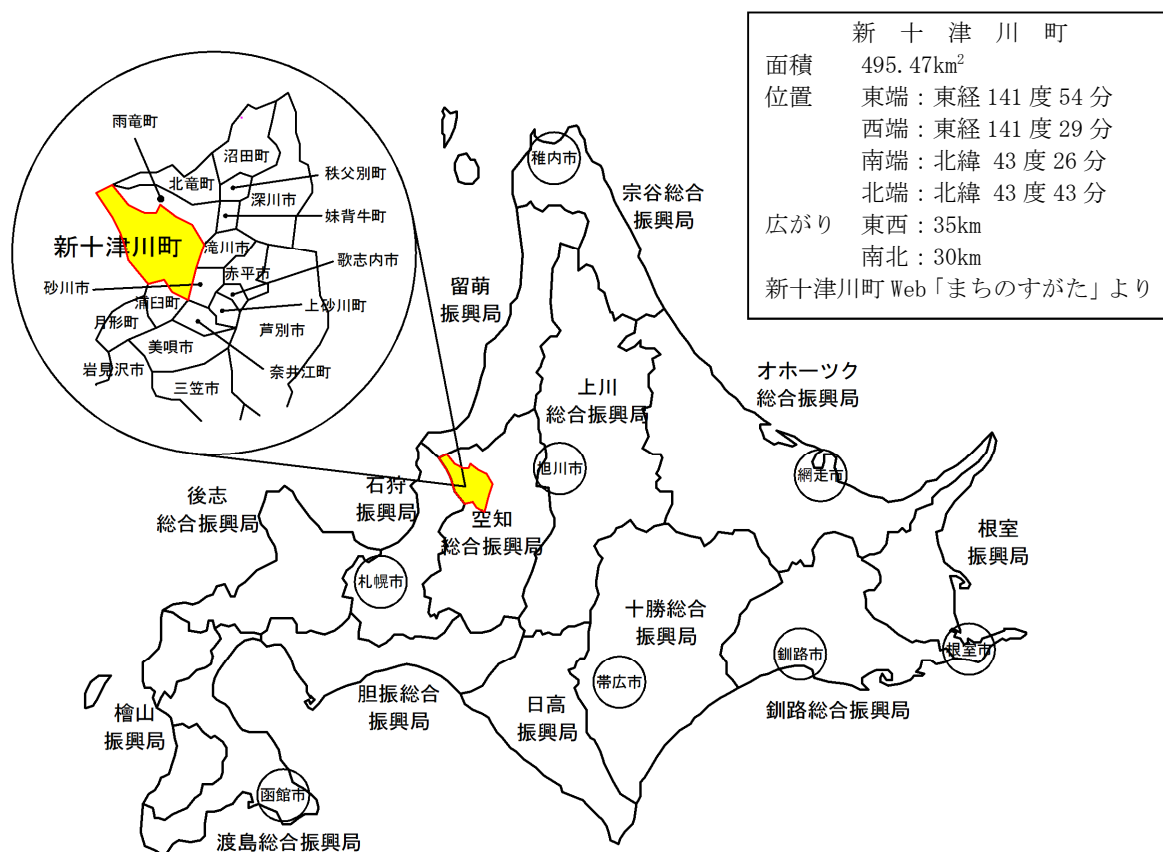
本町は、空知のほぼ中央部、樺戸郡の北端にあり、石狩川の右岸に位置しています。

東は石狩川を隔てて滝川市、砂川市、奈井江町と相対し、西はピンネシリ山脈をもって当別町、増毛山脈をもって石狩市、増毛町と接しています。また、北は尾白利加川により雨竜町と、南は樺戸境川により浦臼町と接しています。

市街地からはJR函館本線、道央自動車道、国道12号線などの主要交通路に近く、札幌方面や旭川方面へのアクセスも容易な位置関係にあります。

石狩川沿いの東部は、いわゆる石狩平野の一部で肥沃な沖積土となっており、西部は山岳地帯で、西北端に暑寒別岳、西端にはピンネシリ岳があり、両山の間に関連する山脈から出た支脈は西から東に伸び、次第に低く、ついに平野に連なり、そのほぼ中央を徳富川が東西に貫流しています。

町の広ぼうは、東西35km、南北30km、面積は495.47km²となっています。



(2) 土地

本町の行政区域内総面積は、平成30年度で495.47 km²となっており、地目別では町域の約57.0%を山林が占めています。次いで農地（田及び畑）が12.5%を占め、宅地は0.6%となっています。

農用地においては、水田が多くを占めています。現在は、田畑の整備や農地の規模拡大など、経営の安定化と農村環境の充実が図られています。

【地目別土地利用面積】

地目	土地面積 (km ²)					構成比 (%)				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
田	48.75	48.74	48.72	48.72	48.71	9.84	9.84	9.83	9.83	9.83
畑	13.15	13.15	13.13	13.13	13.12	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65
宅地	3.05	3.05	3.08	3.08	3.08	0.61	0.62	0.62	0.62	0.62
池沼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山林	282.21	282.20	282.38	282.38	282.38	56.94	56.96	56.99	56.99	56.99
牧場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原野	90.83	90.84	90.83	90.83	90.84	18.33	18.33	18.33	18.33	18.33
雑種地	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
その他	52.87	52.74	52.58	52.58	52.59	10.67	10.64	10.62	10.62	10.62
総数	495.62	495.47	495.47	495.47	495.47	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(3) 世帯・人口

本町の総人口は、昭和30年の国勢調査人口である16,199人をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査時には6,831人と、ピーク時の42.2%にまで減少しています。

人口の減少が続いている一方、世帯数は長らく2,000世帯半ばで推移しています。昭和30年以前には6人を超えていた一世帯当たりの平均人員は平成27年国勢調査時には2.67人に減少しており、核家族化の傾向が見受けられます。

人口動態の傾向としては、自然動態では出生人口・死亡人口はともに横ばいで、自然動態人口では年平均60人程度の減少が続いています。社会動態人口では転入人口に対し、平成26年を除いて転出人口が上回る状況が続いています。

【世帯・人口の動態】

年	世帯・人口				人口動態						
	世帯	人口			前年比	自然動態			社会動態		
		計	男	女		出生	死亡	差	転入	転出	差
H26	2,978	6,929	3,210	3,719	▲38	31	73	▲42	218	214	4
H27	2,980	6,865	3,170	3,695	▲64	43	103	▲60	192	196	▲4
H28	2,970	6,789	3,145	3,644	▲76	28	91	▲63	196	209	▲13
H29	2,983	6,701	3,104	3,597	▲88	34	89	▲55	189	222	▲33
H30	2,966	6,609	3,074	3,535	▲92	34	110	▲76	216	232	▲16

2 自然

(1) 気象・気候

本町は北海道の内陸部にあり、四季に富んだ内陸性の気候を有しています。また、増毛、樺戸山系の高峻な山岳地帯に囲まれていることから、冬には北西の風が強く、積雪の多い寒冷地帯となっています。積雪は平野部では1 m程度ですが、山間部では2 m近くに達することもあります。

夏には南西の風が吹き、温暖な気候に恵まれています。年平均気温は7℃前後で、降水量は積雪の多さもあり、年間約1,500mmにも達します。

【年別気象状況（滝川市 10年間）】

年	気温(℃)			降水量 (mm)	降雪量 (cm)	最深 積雪 (cm)	平均 風速 (m/s)	最多 風向
	平均	最高	最低					
H21	7.3	32.1	-20.6	1048.0	727.0	89.0	2.8	西南西
H22	7.8	32.8	-19.1	1189.5	953.0	133.0	2.9	南西
H23	7.1	32.3	-21.3	1389.0	700.0	98.0	2.8	南西
H24	7.0	31.6	-22.5	1070.5	861.0	123.0	2.7	南西
H25	6.9	31.8	-23.0	1090.5	824.0	141.0	2.8	南西
H26	6.9	34.1	-25.5	944.0	743.0	145.0	2.8	南西
H27	7.8	31.0	-22.8	893.0	731.0	100.0	2.8	西南西
H28	7.1	31.5	-20.8	1183.5	741.0	117.0	2.8	西
H29	6.9	33.0	-22.7	1111.5	623.0	90.0	2.7	南西
H30	7.3	32.5	-22.0	1311.5	819.0	167.0	2.7	南南東
平均値	7.2	32.3	-22.0	1123.1	772.2	120.3	2.8	—

出展：気象庁 Web「過去の気象データ（アメダス滝川観測所）」より

(2) 河川・湖沼

本町の東部行政界は石狩川にほぼ沿っていますが、袋地沼やシスン島など石狩川の蛇行の跡を留める河跡湖も残され、ハクチョウの飛来など農村景観に変化と奥行きを与えています。石狩川によって造られた標高50m以下の地域は、石狩川の氾濫によって上流からの砂や小石が堆積して形成された地域と、蛇行によりできた河跡湖が泥炭となって陸地化した地域によって構成されていますが、いずれも水田や畑として利用されています。市街地中心部で石狩川に合流する支流徳富川が西部の山地から流れ、その支流の総富地川流域とともに沖積層を形成し、主に水田として利用されています。沖積層には河川ごとの流域によって、石狩川とその支流流域の氾濫源堆積層、総富地川下流域の扇状地堆積層、富士形山麓の岩屑堆積物、河床の砂と礫など4つの異なる堆積が見られます。また、北部は雨竜町との境界に尾白利加川、南部は浦臼町との境界に樺戸境川があります。

これらの中小河川の上流部には自然河川が多く、豊かな自然環境が維持された溪流にはヤマベやニジマスが生息しています。

(3) 森林

本町の森林面積は、「平成29年北海道林業統計」によると、約38,413haで、町域総面積(49,547ha)の約77.5%となっています。この内、道有林が約64.9%と半数以上を占めており、次いで私有林等が約30.8%、市町村有林が約4.0%となっています。国有林は最も少なく、約0.3%にとどまっています。なお、国有林はすべて河畔林であるため、森林管理局の所管外です。

種類別でみると天然林約76.0%、人工林約22.4%、無立木地約1.6%となっています。

開村当時は平坦部においても自然木が繁茂していましたが、開墾のため全て伐採され、第一次大戦後は山間傾斜部にまで畑が広がられました。その後、傾斜地の畑は山林に切り替えられ山林への植林が進められる時期もありましたが、第二次世界大戦の折にはエネルギー源としての木材供給が国家的観点から進められたこともあり、再び山林が荒廃する時期を迎えました。戦後は森林組合が中心となって積極的に植栽が進められ、一時期は約1,000haを越える植栽成績を挙げた時期もありましたが、最近の植栽面積は、年20ha前後で推移しています。

【所有区別森林面積】

所有区分	面 積 (ha)					蓄 積 (千 m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管 国 有 林	—	—	—	—	—	—	—	—
その 他 国 有 林	123	92	15	16	—	3	—	3
道 有 林	24,925	20,547	4,050	328	—	2,767	1,059	1,708
市 町 村 有 林	1,522	766	742	14	—	218	134	84
私 有 林 等	11,843	7,779	3,809	255	—	1,635	655	980
計	38,413	29,184	8,616	613	—	4,623	1,848	2,775

出典：平成29年北海道林業統計（市町村有林及び私有林等については平成29年森林調査簿）より

(4) 生物

開拓当時から原始林には多くの獣類が生息し、農作業や生活面で大きな関わりがありました。北海道の自然生態系の頂点に位置するヒグマは、今日でも山奥から人家近くに出没することがあります。ヒグマのほか、エゾシカ、キツネ、タヌキ、リス、イタチ、山ウサギなども見られます。

水生生物は、水辺の種類によって多様に変化します。石狩川や徳富川、尾白利加川などには、サケやマスなどが遡上し、溪流にはヤマベ、イワナ、アマスなどが生息し、また小河川にはコイやフナ、ウグイなどがいます。水田の多い本町では、水系や水環境が多様で豊かなことから、魚類や水生生物の多様性が確保されています。

近年、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、鳥類による、農作物や家畜、配合飼料などへの農業被害が発生しており、特に、北海道の固有種であるエゾシカ及び外来生物であるアライグマによる被害が深刻化しています。

町では、農作物等への被害防止と共存・共生への対策を講じていますが、生態や生息状況にまだ不明な点が多いアライグマについては、北海道立総合研究機構環境科学研究センター協力のもと、全道に先駆けてアライグマの生息数水系調査を開始し、本格的な被害対策に取り組む

こととしています。

【近年の捕獲計画と捕獲実績】

対象鳥獣	H28		H29		H30		R 1	R 2	R 3
	捕獲計画	捕獲実績	捕獲計画	捕獲実績	捕獲計画	捕獲実績	捕獲計画	捕獲計画	捕獲計画
エゾシカ	270	201	350	292	350	233	350	350	350
ヒグマ	0	0	0	3	0	0	個体ごとに対応を検討		
キツネ	100	37	100	54	100	45	100	100	100
アライグマ	100	69	130	110	130	129	300	300	300
鳥類	500	529	500	432	500	671	500	500	500

3 くらし

(1) 産業

本町は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や丘陵地等、恵まれた土地資源を生かした農業を基幹産業として発展し、北海道における食料基地としての役割を果たしてきました。

しかし、平成2年の国勢調査の産業別就業人口比率において、第1次産業が第3次産業を下回って以降、農家人口の減少が続いており、平成27年では26.5%となっています。

農家人口の減少に伴い、大型機械の導入や法人化などによる大規模経営化が進んでおり、平成17年度農林業センサスにおいて8.75haであった農家1戸あたりの平均耕地面積は、平成27年度には13.5haにまで拡大しています。

農業経営が大規模化する中で顕在化している、高齢化や労働力不足などの課題の解決策として、町では「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に取り組み、最先端のスマート農業機器の活用により、播種・耕起から収穫・出荷まで、これまでの経験により培われてきた農業技術をデータ化し、若く経験の浅い担い手農家も活用できるスマート農業技術体系の確立を目指しています

商業の推移については、卸売業の事業所数は変わらず、小売業では30店前後で推移していますが、従業者数は卸売業・小売業ともにやや減少傾向となっています。

工業についても事業所数、従業者数、製造品出荷額は平成25年度に一時増加したものの、平成26年度以降は減少傾向にあります。

(2) 交通と環境

本町における道路網は、国道275号線が南北に、国道451号線が東西に走り、主要交通網として機能しています。さらに道道283号線と道道625号線の2路線が近隣都市等との交流を支え、産業活動や住民生活の交通インフラとして整備が進んでいます。

道路整備状況については、国道は改良率・舗装率がいずれも100%、道道はそれぞれ68.9%、68.0%、町道はそれぞれ62.3%、44.5%となっており、全体で見ると、改良率は66.3%、舗装率は50.9%となっています。

【道路の整備状況】

平成30年4月1日現在

道路種別	実延長 (km)	改良済		舗装済	
		延長 (km)	改良率 (%)	延長 (km)	舗装率 (%)
国道	43.9	43.9	100.0	43.9	100.0
道道	16.4	11.3	68.9	11.2	68.0
町道	380.3	236.8	62.3	169.2	44.5
全体	440.6	292.0	66.3	224.3	50.9

注) 改良済延長には車道幅員 5.5m 未満を含み、舗装済延長には簡易舗装を含む。

出典：北海道建設技術センター「H30 道路現況調書」より

(3) ごみ処理

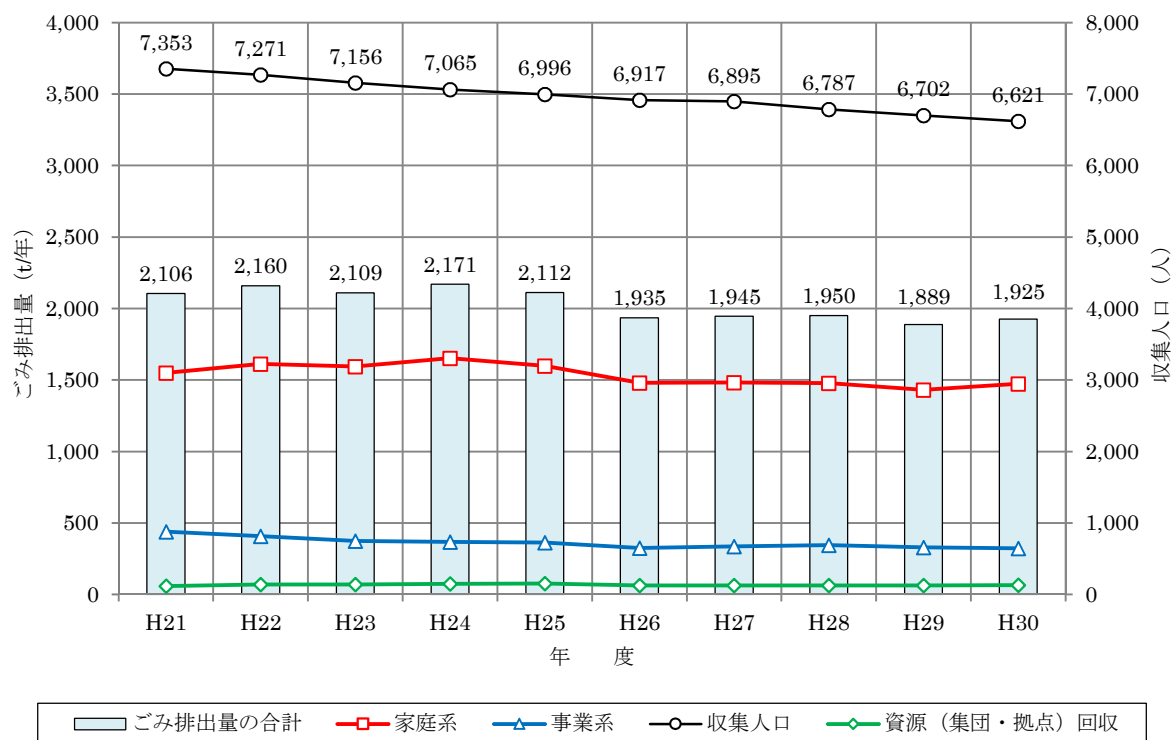
本町におけるごみの分別区分は、平成15年度を境に、中空知衛生施設組合での広域処理を前提としたごみ処理体系に統一されました。ごみ排出量の総量は、平成25年度のごみ処理手数料の値上げにより減少して以降、横ばい傾向で推移してきています。平成30年度のごみ排出量は平成21年度比で約91% (1,925 t / 2,106 t) となっており、収集人口の減少傾向 (約90% = 6,621人 / 7,353人) とほぼ同率となっています。

ごみ量の総量で見ると減少傾向にありますが、排出区別で見ると、事業系ごみ及び資源回収 (集団・拠点) のごみ量が減少傾向にある一方、家庭系ごみの割合は横ばい傾向にあります。

平成30年度排出量は平成21年度比で約95% (=1,473 t / 1,925 t) となっており、収集人口の減少傾向 (約90%) に比べ、やや鈍化しています。

ごみの区別で見ると、生ごみ、可燃ごみに大きな変化は見られませんが、近年は使用しなくなった住宅の解体・除却が進んでおり、粗大ごみ、不燃ごみの排出量が増加傾向にあります。

【ごみ排出量の推移】



【排出先別ごみ排出量の推移】

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ (t/年)	1,551	1,613	1,594	1,653	1,599	1,481	1,482	1,479	1,431	1,473
事業系ごみ (t/年)	439	408	374	368	362	326	337	345	330	324
資源回収 (t/年)	116	138	141	149	151	128	126	126	127	129
排出ごみ 総量 (t/年)	2,106	2,160	2,109	2,171	2,112	1,935	1,945	1,950	1,897	1,925
家庭系ごみ の割合 (%)	73.7	74.7	75.6	76.2	75.7	76.6	76.2	75.8	75.4	76.5
事業系ごみ の割合 (%)	20.9	18.9	17.7	17.0	17.2	16.8	17.3	17.7	17.4	16.8
資源回収の 割合 (%)	5.5	6.4	6.7	6.9	7.1	6.6	6.5	6.5	7.2	6.7

(4) 生活排水処理

本町における生活排水は、下水道処理人口普及率については平成30年度末で67.4%と全道平均の91.2%を下回っているものの、中央市街地で公共下水道、大和地区及び花月地区については農業集落排水事業、散在する農村集落では、浄化槽設置整備事業（個人型）を行うなど、公共水域の水質保全や自然環境の保護のため計画的に整備しています。

ア 公共下水道

本町の公共下水道は、平成元年度に「新十津川町公共下水道基本計画」を策定、同年に事業認可を受け平成8年から供用を開始しています。平成30年度末現在の計画処理区域内人口4,438人に対する水洗化人口は、4,173人となっています。

イ 農業集落排水施設

本町の農業集落排水施設は、「新十津川町農業集落排水基本計画」（大和：平成7年度、花月：平成10年度）を策定し、供用を開始しています（大和：平成10年度、花月：平成13年度）。

平成30年度末の計画処理区域内人口340人に対する水洗化人口は、302人となっています。

ウ 合併処理浄化槽

本町では、合併処理浄化槽の設置に対し、「新十津川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例」に基づいて平成7年度から合併処理浄化槽設置整備事業に着手し、平成30年度末では、1,092人の利用人口となっています。

【生活排水処理形態別人口の推移】

項 目	H26	H27	H28	H29	H30
1 計画処理区域内人口①	6,897	6,839	6,732	6,666	6,586
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	5,613	5,634	5,646	5,579	5,567
(1) 合併処理浄化槽	1,090	1,104	1,106	1,077	1,092
(2) 公共下水道	4,186	4,197	4,229	4,195	4,173
(3) 農業集落排水施設	337	333	311	307	302
(2) 未処理人口	1,284	1,205	1,086	1,087	1,019
(1) 単独処理浄化槽	366	346	338	338	312
(2) 非水洗化	918	859	748	749	707
2 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
3 汚水処理人口②	5,990	6,002	5,935	5,890	5,861
(1) 公共下水道区域内人口	4,534	4,533	4,486	4,475	4,438
(2) 農業集落排水区域内人口	376	375	352	347	340
(3) 下水道区域外合併浄化槽人口	1,080	1,094	1,097	1,068	1,083
汚水処理人口普及率 (②/①) %	86.8	87.8	88.2	88.4	89.0

4 公害

(1) 公共水域の水質

本町を囲む一級河川石狩川・一級河川空知川は、本町をはじめとする上川・空知・石狩地域の自治体にとって、産業・観光などの重要な役割を担っており、水質環境を保全する目的で昭和45年（閣議決定）・昭和49年（道告示）に水質環境基準が設定されています。

本町に関係する水域における環境基準点は3点ありますが、水質測定結果（BOD）は3地点とも環境基準値を下回る水質が記録されており、現状で水質に関する問題はない状況にあります。

【環境基準点における水質の状況】

環境基準点	納内橋	空知大橋	奈井江大橋
町に対する位置	上流	町内	下流
水域名	石狩川上流（4）	空知川下流	石狩川中流・下流
指定類型と基準値	B（3.0mg/L）	B（3.0mg/L）	B（3.0mg/L）
H26	1.6	0.9	0.9
H27	1.7	0.9	0.9
H28	1.8	0.5以下	0.7
H29	1.8	0.8	1.0
H30	1.5	0.7	0.9

出典：国土交通省 Web「水文水質データベース」より

また、本町を含む雨竜町、浦臼町3町の水道水の水源となっている徳富川については、西空知広域水道企業団が検査計画を策定し、定期的に水質検査を行っています。調査は、水道法で定める末端給水栓だけでなく、浄水場・ポンプ場・配水池でも実施しています。調査において想定している汚染要因は、主に降雨融雪時の濁度上昇等による汚染です。調査項目は全51項目に亘っていますが、濁度、色度、Ph、有機物、臭気物質の5項目については特に注意を払っており、この5項目を含む51項目の過去3年間の平均値は、すべて基準値を下回る良好な値となっています。

(2) 騒音・振動・悪臭

本町市街地は都市計画区域であり、騒音・振動・悪臭の規制地域に指定されています。現在のところ、環境基準を上回る値の報告はされていません。

5 町民の環境行動と環境意識

(1) 町民の環境行動

町は平成17年9月に、健康的で安全、安心かつ快適な生活を営むための自然環境及び生活環境を守り育てることを目的とする「新十津川町美しいまちづくり条例」を制定し、町民に対し、環境の美化、環境への負荷軽減、緑化の推進を呼び掛けてきました。

行政区活動に対して町が交付金を支給する「行政区活動支援交付金制度」では、「環境づくり事業」として環境活動を支援できるメニューを創設し、各行政区において交付金を活用した花壇や通学路、会館周辺などの整備が毎年行われています。また、行政区での戸外一斉清掃も積極的に実施されています。

町内の建設会社や各種団体で組織する「徳富川ラブリバー推進協議会」では、平成6年から毎年5月～6月に、徳富川河川敷の清掃活動と河川緑地花壇への花苗植栽を実施しており、河川の美化推進が図られています。

(2) 町民の環境意識

平成31年3月に行った住民アンケート調査の中に、環境に対する町民の意識傾向については、次のとおりとなっています。

ア 新十津川町が好きな理由について

最も多くの人を選択している理由は、「緑が多く自然が豊富だから」(48.7%)となっており、常に高い割合を示しています。

イ 河川の維持管理について

快適な河川環境の維持や水害を防ぐため、河川愛護組合への支援や石狩川などの河川改修を要望していることについて、その取り組みを知らない町民が多いものの、知っている町民の中では満足傾向を示す割合が多くなっています。

個別意見では、近年の豪雨の発生に伴う河川氾濫への懸念に対する意見が多く見られます。

ウ し尿処理の下水道の整備について

快適な生活や河川の水質保全を目的に、下水道や合併処理浄化槽の整備を進めていることについて、重要度の認識や満足傾向は一定の水準を保って推移しており、下水道の整備につ

いては、満足度が上昇傾向にあります。

エ ごみ処理について

ごみの減量と資源化及びごみ処理体制の整備については、重要な項目であるという認識をされており、満足傾向を示す割合は高くなっています。

個別の意見の中では、可燃ごみの収集頻度の改善に係る要望が寄せられています。

オ 環境保全活動の推進について

快適な居住環境を目指し、不法投棄の防止や水辺環境の整備、公園の維持管理などを進めていることについて、重要度や満足度の割合に大きな変化はなく、改善度合いについては、ここ数年変化はないと認識されているものと思われます。

Ⅲ わたしたちを取り巻く社会的動向

1 世界の動向

(1) パリ協定

平成27（2015）年にパリで開催された「第21回気候変動枠組条約国会議」において、令和2（2020）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

この協定は、令和2（2020）年以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界の温室効果ガス排出量の55%以上を占める55か国の締結という要件を満たし、平成28（2016）年11月4日に発効しました。日本も同年11月8日に締結しています。

協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑えるため、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられているほか、各国が、削減目標を作成・提出・維持する義務と、当該削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務を負っています。

日本は、「2030年までに、2013年比で、温室効果ガス排出量を26%削減する（2005年比では、25.4%）の水準」にすることを目標としています。

(2) SDGs（持続可能な開発目標【Sustainable Development Goals】）

平成27（2015）年の9月25日から27日の間に、国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が150を超える加盟国首脳が参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されています。

国連に加盟するすべての国は、このアジェンダをもとに、2015年から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。



2 日本の動向

(1) 第五次環境基本計画

「環境基本法第15条」に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が2018年4月17日に閣議決定され、「パリ協定」や「SDGs」の採択後に策定されたものとして、以下のような環境施策の方向性等が示されています。

【目指すべき姿と達成のためのアプローチ】



6つの重点戦略

<p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	<p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 
<p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	<p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 
<p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等 	<p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 

資料：環境省「第五次環境基本計画の概要」

IV 第1次計画の進捗状況と今後の方向性

1 第1次計画の進捗状況

第1次計画の進捗状況及び施策の実施状況については毎年、町の計画や事業内容を審議する機関「総合行政審議会」へ報告するとともに、町ホームページを通じ町民・事業者公表しています。また、総合行政審議会からは、毎年の報告を受け、強化すべき点などの指摘を受け、取組について改善を図ってきました。

第1次計画では、取組方針に沿って6項目の目標値を設定し、平成31年度までの達成を目指すこととしています。

平成30年度時点では、5つの目標値については達成が見込まれていますが、「【2】3Rの定着により、廃棄物の資源化を推進します」の目標となる「一人一日当たりごみの排出量」は、横ばいからやや後退の傾向となりました。また、「【3】省エネ・省資源の環境行動による地球環境を保全します」については、目標は達成しているものの、対象者の拡充に課題が見られました。

基本目標	基本施策	平成31年度目標値	H28	H29	H30	H31 (目標年次)	評価
【水と森】森と河川の良好な環境を守りましょう	【1-1】山林の水源涵養機能と多様な生物の生息環境を保全します。	森林蓄積量(町有林と一般民有林の全体)を、H21年度比で+5%に	+3.8%	+5.1%	+6.3%	+5%	◎
	【1-2】河川環境における自然度の向上と環境負荷の低減を図ります	汚水処理人口普及率を、87.1%に	88.2%	88.4%	89.0%	87.1%	◎
		親水活動への参加者数を、100人に(【4】と同)	135人	177人	162人	100人	◎
【ごみ】暮らしに誇りと潤いをもたらす地域社会を実現しましょう	【2】3Rの定着により、廃棄物の資源化を推進します	一人一日当たりごみの排出量を、695gに	733g	724g	746g	695g	↘
【地球温暖化】エコライフとエコビジネスを促進しましょう	【3】省エネ・省資源の環境行動で地球環境を保全します	CO2排出削減生活宣言モニター参加世帯数を100世帯に	延べ88世帯	延べ111世帯	延べ114世帯	100世帯	◎
【環境学習・環境教育】環境行動を一步ずつ広げましょう	【4】学校・家庭・地域における環境行動を成長させます	親水活動への参加者数を、100人に(【1-2】と同)	135人	177人	162人	100人	◎

◎～目標を達成したもの ↗・→・↘～進捗状況(前進・変化無し・後退)

2 今後の方向性

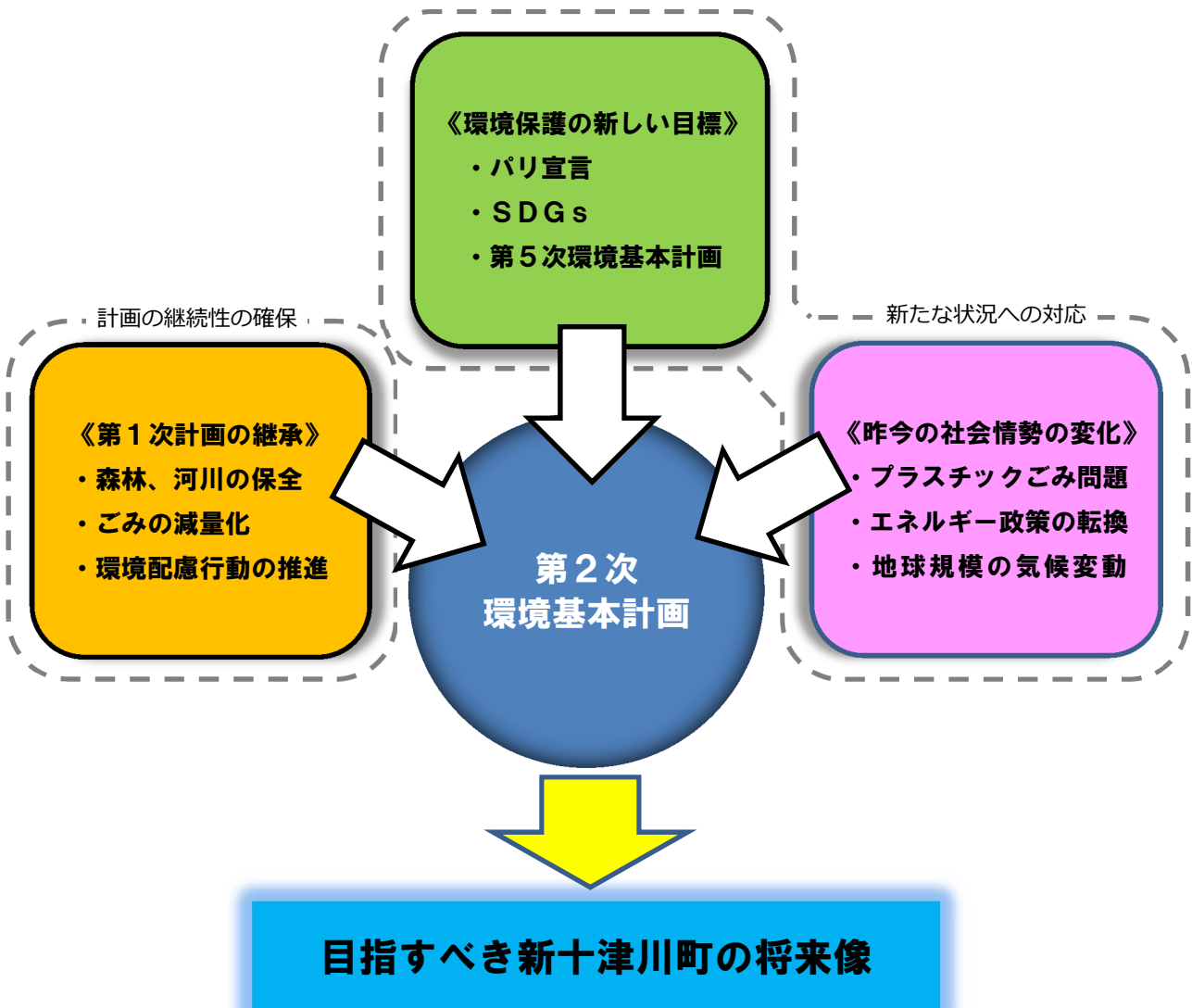
本町の人口は今後も減少傾向を示しつつ、少子高齢化が進行していくものと考えられます。

国の「第五次環境基本計画」では、環境施策を通じ「持続可能な循環共生型の社会」の実現を目指すこととしており、その中で、「第四次環境基本計画」の考え方を更に発展させ、各地域が持つ地域資源や地域特性を生かした「地域循環共生圏」の構築に向けた、目指すべき社会の姿を達成するためのアプローチ手法として、「SDGs」の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化を図ることとしています。

SDGsに掲げられた17のゴールについては、第1次計画に掲げている4つの基本目標（「水と緑」「ごみ」「地球温暖化」「環境学習・環境教育」）と関わりの深い項目も含まれています。本町においても、これまで行ってきた4つの基本目標の実現に向けた取り組みを継続・発展させ地域全体で「循環共生型の社会」を目指していく必要があります。

新十津川町の概要、わたしたちを取り巻く社会的動向及び第1次計画の進捗状況を踏まえ、本計画策定にあたっては、町民・事業者・行政、更には周辺自治体等との連携を強化・充実させ、SDGsの各目標の達成実現に向け、環境の側面から各種取り組みを推進していくこととします。

【第2次計画の方向性と目指すべき姿】



V 新十津川町が目指す将来像と基本目標

1 第2次環境基本計画で目指す新十津川町の将来像

地球温暖化とそれに伴う気象変動、乱開発による希少生物の絶滅危機など、環境問題は、地球的規模の課題として国際社会が一致団結して解決に取り組んでいくことが不可欠となっています。

社会経済活動と環境問題は密接な関係にあり、環境への負荷が少ない社会を目指すためには、地球環境という更に大きな視点を持ち、省エネルギーや省資源、再生可能エネルギーの利活用、自然環境の保全などに向けた取り組みを、日常生活の段階からより一層加速させていく必要があります。

SDGsの各目標の達成実現、そして第5次新十津川町総合計画の将来像のキーワードの一つである「豊かな自然」を環境の側面から具現化し、先人たちから受け継いできた文化や歴史だけでなく、自然からもたらされる恩恵も次の世代に確実に伝えていくため、「自然と資源を未来につなぐ、住み続けたいまち」を目指すべき将来像とし、環境にやさしい循環型のまちづくりを推進していきます。

【目指す新十津川町の将来像】 自然と資源を未来につなぐ、住み続けたいまち

2 基本目標

本計画では、目指すべき将来像の実現のため、3つの基本目標を設定し、町民・事業者・行政が連携のうえ、目標達成に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標1 豊かな水と緑につつまれたまちづくり

稲作農業を基幹とする本町では、徳富川とその支流は、水田や畑を潤す産業基盤としての役割を果たすほか、生活水の水源としてライフラインそのものとなっています。

さらにその清浄な水は、上流域に広がる広大な森林に支えられています。森林は、水源涵養、多様な生物の生息環境、木材等森林資源の生産、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など多面的機能を有し、地球環境の保全や生活環境の形成及び向上に幅広い役割を果たしています。

この恵まれた自然環境を保全するとともに、汚染防止の対策を進め、豊かな水と緑につつまれたまちづくりに取り組んでいきます。

【取り組みの方向性と関連するSDGsの目標】

- ・ 森林環境の保全
- ・ 河川環境の保全
- ・ 生物多様性の保全



基本目標2 環境にやさしい循環型のまちづくり

持続可能な社会の実現のためには、資源の再利用に努め、限りある資源を大切に使いこなさなければなりません。また、近年国際的な問題となっている、プラスチックごみによる海洋汚染や、マイクロプラスチックによる人体への影響への対策として、個人・家庭レベルでの、「使い捨てプラスチック削減」の努力が求められています。

そのためには、家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向け、町民・事業者・行政が連携し、日常生活におけるごみの適正な分別による3R活動（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発を継続して推進していきます。

また、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの導入も目指し、環境にやさしい循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

【取り組みの方向性と関連するSDGsの目標】

- ・ごみの排出抑制の推進
- ・ごみの再資源化、再利用の推進
- ・温室効果ガスの排出抑制



基本目標3 環境のことを考え、行動するまちづくり

自然環境の保全や、環境負荷の軽減、持続可能な社会の構築に向けては、町民・事業者・行政が、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境配慮行動に取り組んでいくことが必要です。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育の実施は大変重要です。

更に、環境問題への関心度が低くならないよう、様々な機会を通じて、環境問題への関心を高めるとともに、環境にやさしいライフスタイルの定着を促す必要があります。

そのため、情報の発信やイベントの実施による環境行動への参加促進や、環境学習の機会提供等による意識啓発を図り、環境のことを考え、行動するまちづくりに取り組んでいきます。

【取り組みの方向性と関連するSDGsの目標】

- 自然環境教育・学習の推進
- 環境教育・学習の推進
- 美化活動の推進



VI 計画の体系

本計画が目指す将来の環境像の実現及び3つの基本目標の達成に向け、以下の施策に基づき、環境に関する様々な取り組みを推進していきます。



VII 施策の推進と主体別の取り組み

1 豊かな水と緑につつまれたまちづくり

1-1 森林環境の保全

【推進施策】

○森林の多面的機能の整備

森林は水源の涵養、生物多様性の保全、木材等森林資源の生産、山地災害の防止など、様々な機能（多面的機能）を持っています。町が策定する「新十津川町森林整備計画」に基づいて植生している樹木の種類や、周囲の地形等から期待される機能を分析し、数十年単位での計画的かつ適切な整備を推進します。

○適切な造林活動による森林の育成

森林は、成長の伴う光合成により、温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素を吸収・固定する大きな役割を担っていますが、一定の林齢に達するとその量が大きく減少するため、一定の年数ごとに伐採と植栽を繰り返していく必要があります。そのため、その年ごとの伐採本数や植栽本数によって増減はありますが、森林の成長量が全体として右肩上がりとなるよう、造林活動を進めていきます。

【主体別の取り組み】

町 民	・ 植樹活動や育林体験など、樹木や森と関わる機会への積極的参加 ・ 森林の所有者は、所有森林の適切な育林・保全に努める
事業者	・ 植樹活動や育林体験など、樹木や森と関わる機会への積極的参加 ・ 森林の所有者は、所有森林の適切な育林・保全に努める
行 政	・ 「新十津川町森林整備計画」に基づく計画的な森林の整備 ・ 植樹活動及び育林活動の支援 ・ 水源地や里山等、住民生活に影響を及ぼす森林区域の保護

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
一般民有林の森林蓄積量	1,906 千m ³	2,047 千m ³ (+7.4%)

※成果指標と目標値の考え方

『一般民有林の森林蓄積量』

木が1年間でどの程度成長したかを体積で表した「森林蓄積量」を、森林が適切に成長し、二酸化炭素の吸収など多様な機能を発揮できる状態にあるかの成果指標とします。第2期実施（行動）計画期間の実績に鑑み、+7.4%の増加を目標値とします。

1-2 河川環境の保全

【推進施策】

○適切な生活排水処理の推進

下水道及び農業集落排水の整備区域では、水環境の保全対策が実施されていますが、整備区域外については、依然として未処理の生活排水が公共用水域に排出されている状況にあります。農業、特に水稻を基幹産業とする本町においては、汚水処理率をできる限り高め、河川に対する負荷を無くしていく必要があります。そのため、「新十津川町循環型社会形成推進地域計画」により将来の計画処理区域内人口やし尿排出量等について見直しを行い、生活排水を適正に処理することを目指します。

○水質汚染防止対策の推進と意識啓発

本町総進地区に位置する「一般廃棄物最終処分場」の適切な管理など、河川に流れ込んでいる地下水等の水質の監視を継続して実施します。また、河川清掃の実施など、河川の美化活動に努めます。

【主体別の取り組み】

町 民	・ 合併処理浄化槽への転換と検査の適切な受検 ・ 家庭用廃食用油回収事業の活用 ・ 河川清掃への参加
事業者	・ 家庭用廃食用油回収事業の活用 ・ 河川清掃への参加
行 政	・ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進 ・ 家庭用廃食用油回収事業の実施

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
汚水処理人口普及率	89.0%	93.7%

※成果指標と目標値の考え方

河川に対する環境汚染負荷の低減を示す指標「汚水処理人口普及率（公共下水道および合併処理浄化槽などの浄化装置の普及割合）」を成果指標とし、「全国平均である93.7%（令和6年度末時点）」の達成を目指します。

1-3 生物多様性の保全

【推進施策】

○有害鳥獣による被害防止対策の推進

有害鳥獣による農作物や森林への被害防止に向け、「新十津川町鳥獣被害防止計画」を策定し地域や関係機関と連携しながら、被害防止対策の推進を図るとともに、人と鳥獣のあつれきの防止等、共存・共生の方策を検討します。

○特定外来生物対策の推進

「ニホンヒキガエル（アズマヒキガエル）」など、北海道の在来種の生態系に影響を与える特定外来生物に関する情報提供等を行い、注意喚起を図るとともに、関係機関と連携し、新十津川町内の生態系及び人的被害の予防に努めます。

【主体別の取り組み】

町 民	<ul style="list-style-type: none">・ 行政への情報提供の協力・ 正しい知識に基づく被害防止対策の実行・ 被害防止活動への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 行政への情報提供の協力・ 行政や地域で連携した被害防止対策の実施・ 被害防止活動への参加（狩猟免許の取得等）
行 政	<ul style="list-style-type: none">・ 「新十津川町鳥獣被害防止計画」に基づく被害防止対策の推進・ 鳥獣被害、特定外来生物に係る情報発信、注意喚起

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
アライグマの駆除頭数	129 頭／年	町鳥獣被害防止計画に記載の年間駆除計画数

※成果指標と目標値の考え方

『アライグマの駆除頭数』

有害鳥獣の被害規模と被害防止対策の目安として、近年被害の増加が著しく、また、北海道の在来種及び固有種の生態系に悪影響を与えている特定外来種であるアライグマの駆除頭数を成果指標とし、町鳥獣被害防止計画の策定が3年毎であることから、計画に記載の年間駆除計画数を目標値とします。

2 環境にやさしい循環型のまちづくり

2-1 ごみの排出抑制の推進

【推進施策】

○ごみの適正な分別、減量化の推進

食品ロスの削減、使い捨て容器の使用自粛やマイバック使用による使い捨てプラスチックの削減など、ごみ減量化の情報発信や啓発活動に取り組み、ごみの発生量の抑制に努めます。

また、ごみを適正に分別して排出することは、ごみの適正処理だけでなく、再資源化によるごみの減量化を進めるうえでも重要であることから、ごみの排出ルールや処理困難物の取り扱いについて継続的に啓発を行い、周知徹底に努めます。

○不法投棄防止対策の推進

不法投棄対策として、不法投棄看板の設置や定期的な巡回監視を今後も継続して実施しつつ、より効果的な不法投棄防止対策の導入について検討していきます。また、警察や町安全・安心推進協会等、関係機関との協力体制の強化を図ります。

【主体別の取り組み】

町 民	<ul style="list-style-type: none">・ごみ分別の徹底及び排出抑制行動の実施・不法投棄発見時の通報・情報提供の協力
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業系一般ごみの減量・不法投棄発見時の通報・情報提供の協力
行 政	<ul style="list-style-type: none">・ごみの適正排出、減量化に係る意識啓発・監視活動の実施と効果的な不法投棄防止策の検討

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
町民一人一日当たりのごみ排出量（資源ごみ除く）	604 g	612 g

※成果指標と目標値の考え方

成果指標については、「新十津川町ごみ処理基本計画（2019～2033年度）」で設定している目標を基に、ごみの適正な分別・再資源化による、焼却等、最終処分されてしまうごみの減量化の状況が把握できるよう、資源ごみを除いたごみ排出量（可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ及び粗大ごみの合計）を目標値に設定します。

目標値については、国が定める『廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』で設定している一般廃棄物の最終処分量の減量化の目標量を基に設定します。

2-2 ごみの再資源化、再利用の推進

【推進施策】

○資源の循環につながる活動の促進

大量消費・大量廃棄に支えられたライフスタイルを見直し、循環型のまちづくり形成に向けて、衣類回収及び廃食用油の拠点回収、広報での「MOTTAINAI広場」、町内イベントでの「リユースショップ」を実施するとともに、広く町民に呼び掛け、制度活用を促進を図ります。

また、子ども会などによる資源回収事業や、行政区による衣類回収事業など、自主的な再資源化の取り組みが継続的に行えるように支援していきます。

○資源の有効活用に向けた情報発信

町ホームページや町広報等を通じて省資源化、再資源化や再生資源の利活用などに関する情報発信を行い、意識啓発に努めます。

【主体別の取り組み】

町 民	<ul style="list-style-type: none">・拠点回収（衣類、廃食用油）の積極的活用・リユースイベント、リサイクルイベントの活用・地域における資源回収事業の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・再生資源の活用、再資源化の促進による環境負荷の低減・地域における資源回収事業への協力
行 政	<ul style="list-style-type: none">・拠点回収（衣類、廃食用油）の実施・町行事と連携したリユースイベントの実施・地域における資源回収事業の支援、協力

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
ごみのリサイクル率	44.1%	37.8%

※成果指標と目標値の考え方

『ごみのリサイクル率』

成果指標については、「新十津川町ごみ処理基本計画（2019～2033年度）」で設定している目標を基に設定します。

リサイクル率 = 〔排出されたごみのうち資源化した量の合計〕 ÷ 〔ごみの総排出量〕

目標値については、国が定める『第五次循環型社会形成推進基本計画』で設定している出口側の循環利用率の目標値を基に設定します。

出口側の循環利用率 = 〔循環利用量（再使用・再生利用量）〕 ÷ 〔廃棄物等発生量〕

2-3 温室効果ガスの排出抑制

【推進施策】

○地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進めていくためには、町民一人ひとりが地球温暖化防止の重要性を理解し、日常生活を環境の視点から見直していく必要があります。

そのため、「新十津川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、行政が率先して環境に配慮した行動を実践していくとともに、その取り組みを町民・事業者に波及させて、町全体での取り組みとなるよう努めていきます。

○再生可能エネルギーの利活用促進

町民や事業者に対し、再生可能エネルギーの利活用促進（木質バイオマスの利活用、ハイブリッド車等低公害車への更新、太陽光発電の導入など）に向けた情報発信を行います。

また、公共施設の改修や新設の際には、省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入検討を積極的に進めていきます。

【主体別の取り組み】

町 民	<ul style="list-style-type: none">・環境イベント、省エネ啓発事業への積極的な参加・再生可能エネルギー設備の積極的な導入
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所独自の温暖化防止、省エネルギー行動の実践・再生可能エネルギー設備の積極的な導入
行 政	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の着実な実行・公共施設改修・新設時における省エネルギー化の積極的な検討と導入・再生可能エネルギーの利活用促進に向けた情報発信

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 11 年度)
町の事務・事業に伴う 二酸化炭素排出量	3,054,698 kg - CO2 (1,554,949 m ³)	2,291,024 kg - CO2 (1,166,131 m ³)

※成果指標と目標値の考え方

目安として、町の環境配慮行動の計画である「新十津川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく二酸化炭素排出量を成果指標とします

また、平成28年5月に国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和12年度において、平成25年度比26%の温室効果ガスの削減目標が定められたことから、国の削減目標に準じ目標値を設定します。

3 環境のことを考え、行動するまちづくり

3-1 自然に親しむ活動の推進

【推進施策】

○小中学生を対象とする親水活動・自然観察活動の実施

○地域における親水活動・自然観察活動の実施

自然環境を良好に保つためには、自然環境に親しむ機会を増やし、自然を身近に感じ、関心を持ってもらうことが最も効果的です。

学校教育と社会教育それに地域活動などと連携し、森林や里山などの自然に対して興味を持ち、自然環境の維持保全について理解や知識を深めるきっかけとなる機会の充実に努めます。

【主体別の取り組み】

町 民	・植樹活動、親水活動、自然観察会等への積極的参加
事業者	・植樹活動、親水活動、自然観察会等の実施支援 ・植樹活動、親水活動、自然観察会等の提案、協力
行 政	・植樹活動、親水活動、自然観察会等の実施 ・植樹活動、親水活動、自然観察会等に関する情報提供

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
自然環境に親しむ活動 への延べ参加者数	1,147 人	1,100 人

※成果指標と目標値の考え方

自然環境に親しむ活動機会への延べ参加者数を指標とし、第2期実施（行動）計画期間の実績に鑑み、目標値を設定します。

3-2 環境教育・学習の推進

【推進施策】

○小中学生を対象とする環境教育・環境学習の実施

○地域における環境教育・環境学習の実施

地球温暖化の防止や資源保護の意識醸成のためには、地球温暖化対策や光熱水費削減の効果に触れながら、日常生活の中で無理なく取り組める省エネルギーの手法を各家庭から普及させる必要があります。

幅広い世代に環境学習の機会を提供し、地球温暖化問題を自分のこととして捉え、自発的に地球温暖化対策を実践するきっかけづくりを推進していきます。

【主体別の取り組み】

町 民	・環境教育、環境学習への積極的参加
事業者	・環境教育、環境学習の実施支援 ・環境教育、環境学習の提案、協力
行 政	・環境教育、環境学習の実施 ・環境教育・環境学習に関する情報提供

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
環境教育・学習 への延べ参加者数	115 人	3,100 人

※成果指標と目標値の考え方

環境教育・環境学習への延べ参加者数を指標とし、第2期実施（行動）計画期間の実績に鑑み、目標値を設定します。

3-3 環境美化活動の推進

【推進施策】

○地域の環境美化の促進

町民一人ひとりが主体的に環境美化に取り組めるよう、地域の清掃活動や団体等が実施する各種清掃活動への支援を行い、環境美化意識の醸成を推進していきます。

また生活環境向上のため、「新十津川町空き家等対策計画」の推進により、空き地の適切な管理や空き家の解消に向けた対策を進めます。

○環境美化活動促進に向けた情報発信

町ホームページや町広報等を通じて情報提供や環境美化月間等の周知を行い、環境美化活動促進に向けた啓発を図ります。

【主体別の取り組み】

町 民	・地域の清掃活動への参加 ・所有地の適切な管理
事業者	・地域の美化活動への積極的な参加 ・所有敷地及び建造物の適切な管理
行 政	・空き家対策の推進など、生活環境の向上 ・環境美化活動促進に向けた啓発、支援

【成果指標と目標値】

成果指標	基準年度値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 11 年度)
清掃活動への延べ参加者数	—	10,000 人

※成果指標と目標値の考え方

清掃活動への参加者数を指標とし、目標年度においても現在の清掃活動の人数を維持することを目標とします。

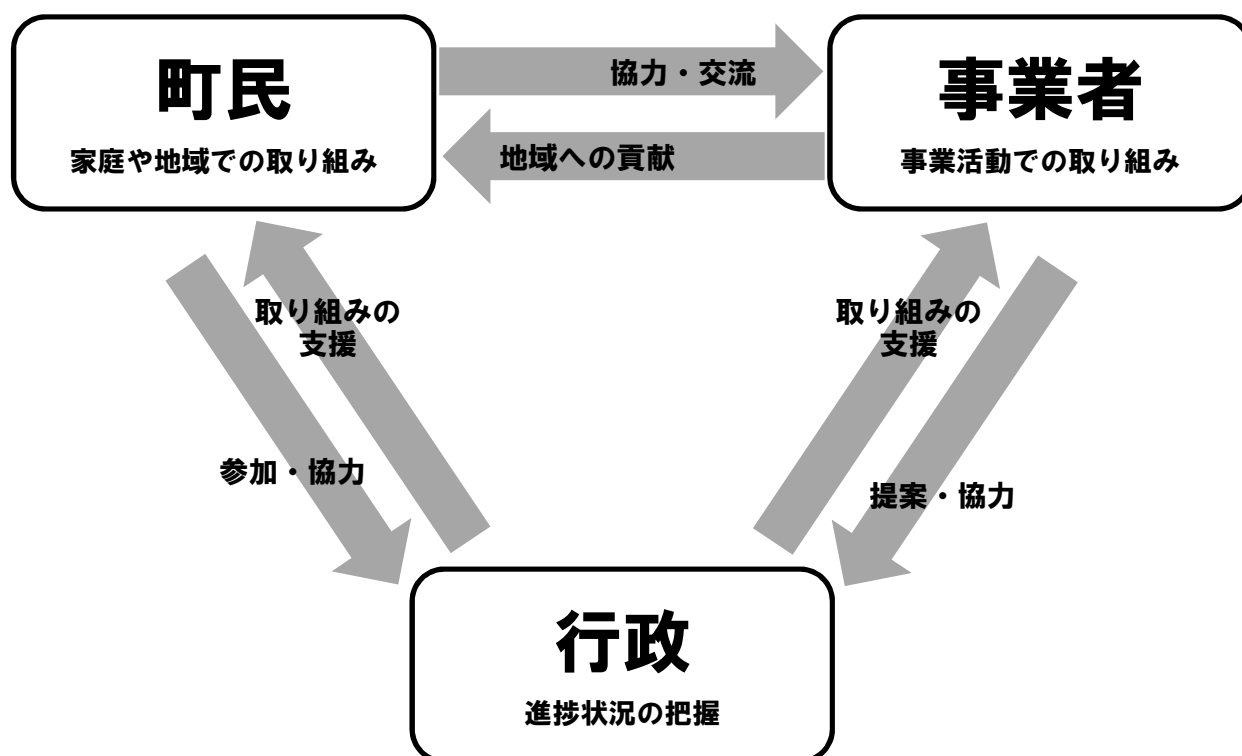
VIII 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、町民・事業者・行政が協働しながら、それぞれの行動指針に基づいて、目標の実現に向けて自主的に取り組んでいくことを基本としています。それぞれの取り組みは互いに補完し合い、関連し合うことによって効果を発揮します。特に、環境のさまざまな側面に密接に関連している町民の取り組みが課題解決に向けた大きな力となることから、町民の自主的な取り組みを支えるしくみづくりが必要です。

その基本的なあり方は、町民・事業者・行政がそれぞれの立場に基づいて環境課題の解決に向けた取り組みを始めることであり、それぞれの主体が対等な関係で協力し合う連携の場も求められることとなります。このような体制の構築によって、計画を推進することとします。各主体や相互の協働・連携が取組の達成目標とするところは、成果指標における目標値として掲げ、それぞれの取り組みの創意工夫によって達成を目指します。本計画は、この取り組みの指針を体系化しています。

【計画の推進体制】



2 計画の進行管理と評価

(1) 計画の進行管理

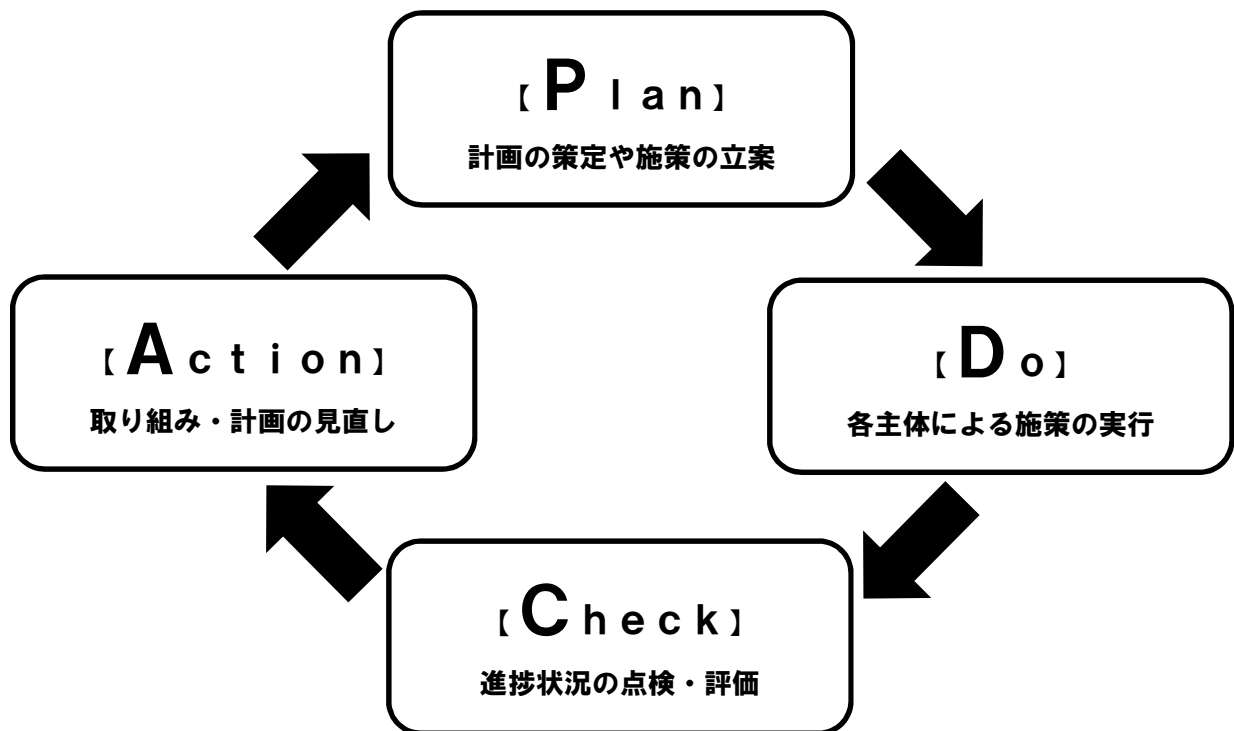
本計画の実行性を確保し、着実な推進を図るためには、評価指標を設定し取組状況を定期的に把握したうえで評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。進行の管理についてはP D C Aサイクルにより、短期的な達成目標、中期的な達成目標、長期的な達成目標を組み合わせ（2ページ参照）、順次その成果を評価していきます。

(2) 計画の評価

本計画の進捗状況及び施策の実施状況に関しては、毎年、総合行政審議会へ報告するとともにホームページなどを利用して町民・事業者へも報告していきます。

総合行政審議会では、毎年の報告を受け、改善すべき点などの指摘を行うとともに、その時点での社会動向を考慮しつつ、基本目標の達成に向けた推進施策や成果指標の見直しを適宜検討することとします

【P D C Aサイクルによる計画の進行管理と評価体制】



參考資料

1 新十津川町環境基本条例

平成21年3月25日条例第3号

新十津川町環境基本条例

私たちのまち新十津川町は、秀峰ピンネシリと徳富川の清流が代表する自然豊かなまちである。自然の恵みに抱かれ、自然と共生して育まれてきたまちづくりは、永く受け継がれてきた先人たちの開拓者精神により築かれてきたものである。

しかし、急速な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、廃棄物が増大し、これらは私たちを取り巻く環境に様々な影響を及ぼし、今日に至っている。

私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

そのためには、新十津川町に住む町民一人一人が、先人の知恵と歴史に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に努めなければならない。

私たちは、このような認識のもと、町、事業者及び町民が一体となって互いの協働により、新十津川町の良好な環境の保全及び創出を推進するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な環境の保全等の推進を図り、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等における支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全等における支障のうち、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気汚染、土壌汚染等により被害が生ずることをいう。
- (4) 町民 町内に居住し、勤務し、又は就学する者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町及び町民等の適切な役割分担による連携の下に一体となって、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然との共生を基本とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、将来の世代へ引き継

ぐことを目的として推進されなければならない。

- 4 地球環境の保全は、町及び町民等のすべての活動において、推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、環境の保全等に関し、必要な広報活動及び啓蒙活動を行わなければならない。
- 3 町は、町民等が自発的かつ効果的に環境の保全等を推進することができるように必要な措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、町民等に対して支援を行わなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、環境の保全等についての理解を深め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境の保全等を推進するように努めるものとする。

- 2 町民は、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、環境の保全等についての理解を深め、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境の保全等を推進するように努めるものとする。

- 2 事業者は、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第7条 町は、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するため環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する長期的な目標及び当該施策の基本的な事項を定める。

- 2 町は、環境基本計画の策定に当たっては、新十津川町総合行政審議会条例（平成22年新十津川町条例第3号）第1条に規定する新十津川町総合行政審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 町は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の管理)

第8条 町は、環境の実態、環境の保全等に関する取組の実施状況を明らかにするため、年1回、環境基本計画の進行状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(公害の防止等)

第9条 町は、公害の原因となる行為及び当該原因のおそれとなる行為に関し、公害の防止のための必要な措置に努める。

- 2 町は、公害その他の自然環境の状態を的確に把握するため、自然環境の監視、測定等の体制の整備に努める。
- 3 町は、公害その他の環境の保全等における相談、苦情等について、必要に応じ関係機関等と連携し、その適正かつ迅速な対応に努める。

(資源の循環的な利用等の促進)

第10条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正な使用を促進するための必要な措置に努める。

- 2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正な使用に努める。

(水環境の保全等)

第11条 町は、安全な水を確保するため、河川、地下水等の水環境を保全するための必要な措置に努め

る。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 町は、緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全並びに緑化を促進するための必要な措置に努める。

(環境の保全等と調和した農業の促進)

第13条 町は、安全な食糧の生産を図るため、環境の保全等と調和した農業を促進するための必要な措置に努める。

(環境の美化の促進等)

第14条 町は、環境の美化の確保及び当該美化に対する町民等の意識の高揚を図るため、環境の美化及び清掃活動を促進するための必要な措置に努める。

(環境教育の充実)

第15条 町は、町民等、学校、関係機関等と連携して、町民等が環境の保全等を推進するための環境教育の充実に努める。

(地球環境の保全の推進)

第16条 町及び町民等は、地球環境の保全のため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するように努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 新十津川町美しいまちづくり条例(平成17年新十津川町条例第24号)の一部を次のように改正する。
 - 目次を削る。
 - 前文を削る。
 - 第1章の章名を削る。
 - 第1条中「、新十津川町の自然環境及び生活環境の保全について、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに」を削る。
 - 第3条から第5条までを削る。
 - 第2章の章名を削る。
 - 第6条及び第7条を削り、第8条を第3条とし、第9条から第15条までを5条ずつ繰り上げる。
 - 第16条第1項中「第8条から第10条まで」を「第3条から第5条まで」に、「第13条及び第14条」を「第8条及び第9条」に改め、同条を第11条とし、第17条を第12条とする。
 - 第3章を削り、第4章の章名を削る。
 - 第20条中「第16条第1項」を「第11条第1項」に、「第17条」を「前条」に改め、同条を第13条とし、第21条を第14条とし、第22条を第15条とする。

附 則(平成23年6月30日条例第11号抄)

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

2 新十津川町美しいまちづくり条例

平成17年9月22日条例第24号

新十津川町美しいまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の投棄の規制その他の必要な措置を講ずることにより、美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 美しいまちづくり 健康的で安全、安心かつ快適な生活を営むための自然環境及び生活環境を守り育てることをいう。
- (2) 町民等 町民、町内に滞在する者及び町内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、駐車場等の公共の場所をいう。

(廃棄物の禁止行為)

第3条 町民等及び事業者は、みだりに廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）を投棄し、又は焼却してはならない。

(空き缶等の適正処理)

第4条 町民等及び事業者は、自ら生じさせた空き缶、空きびんその他の容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす及び紙くず（以下「空き缶等」という。）を持ち帰り、適正に処理しなければならない。ただし、空き缶等を適正に処理することができる回収容器（以下「ごみ箱」という。）が設置されているときは、当該ごみ箱により処理することができる。

(愛がん動物の管理)

第5条 飼い犬、飼い猫その他の愛がん動物を飼育する者（以下「飼い主」という。）は、他人に迷惑を及ぼさないよう適正に当該愛がん動物を管理しなければならない。

2 飼い主は、当該愛がん動物を屋外で運動させるときは、ふん等の汚物を処理する用具を携行し、ふん等を適正に処理しなければならない。

(環境への負荷軽減)

第6条 町、町民等及び事業者は、自動車のアイドリングストップ、冷暖房機の適正温度の設定、電気の節約その他の行為により、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

(資源循環型社会)

第7条 町、町民等及び事業者は、資源循環型社会を構築するために、資源の循環的な利用を推進し、廃棄物の減量に努めなければならない。

(冬の安全確保)

第8条 町民等及び事業者は、みだりに雪を公共の場所等に捨ててはならない。

2 町民等及び事業者は、自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の妨げとならないよう努めなければならない。

(空き地の適正管理)

第9条 町内に空き地（現に人が使用していない土地をいう。以下この条において同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該空き地の管理状態が美しいまちづくりを阻害しないよう適正に管理しなければならない。

（緑化の推進）

第10条 町、町民等及び事業者は、それぞれ所有し、又は管理する土地に花、花木、樹木等（以下「花木等」という。）を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

2 町、町民等及び事業者は、花木等を植栽する場合、可能な限り、町の木、町の花及び町民の花を植栽するものとする。

（勧告）

第11条 町長は、第3条から第5条まで、第8条及び第9条の規定に違反し、美しいまちづくりを著しく阻害していると認められる者（以下「違反者」という。）に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（命令）

第12条 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、期限を定めて当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（公表）

第13条 町長は、第11条第1項の規定による勧告及び前条の規定による命令を行ったときは、規則で定める事項について公表するものとする。

（立入調査）

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長の指定する職員に違反者が所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号抄）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 新十津川町総合行政審議会条例及び委員（住民生活部会）名簿

平成22年3月25日条例第3号

新十津川町総合行政審議会条例

（設置）

第1条 新十津川町のまちづくりに関する諸方策（法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例の定めるところにより設置される附属機関が所掌するものを除く。）について体系的かつ総合的に審議し、その推進を図るため、町長の附属機関として新十津川町総合行政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、審議し、又は意見を具申する。

- （1）総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定に関すること。
- （2）新十津川町行政改革大綱の策定及び新十津川町行政改革実施方針の進行管理に関すること。
- （3）行政活動の評価に関すること。
- （4）保健福祉の推進に関すること。
- （5）環境基本計画及び環境の保全等に係る基本的事項に関すること。
- （6）住宅施策の方針、目標、方策及び推進に関すること。
- （7）その他まちづくりに関し町長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分により町長が委嘱する。

- （1）行政区、老人クラブ、子ども会その他の地域組織の関係者 5人
- （2）産業に係る有識者 4人
- （3）保健福祉に係る有識者 2人
- （4）教育に係る有識者 1人
- （5）公募により申出のあった者のうち町長が認めるもの 8人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 審議会に、専門的事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者をもって組織する。

(関係者等の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 略

(新十津川町土地利用総合計画審議会条例等の廃止)

3 略

附 則 (平成23年6月30日条例第11号)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

2 略

【新十津川町総合行政審議会委員（住民生活部会）名簿】

委員区分	氏 名	所 属 等
地域組織関係	仲 西 信 之	老人クラブ連合会
	西 野 希	子ども育成者連絡協議会
産 業 関 係	中 根 美 枝 子	商工会女性部
保健福祉関係	出 村 誠	民生委員児童委員協議会
教 育 関 係	金 行 健 次	生涯学習推進アドバイザー経験者
公 募	照 井 光 一	住民生活部会長
	上 郡 香 奈	住民生活副部会長
	大 畠 光 敬	
	宮 本 俊 輔	



— 第 2 次 新十津川町環境基本計画 —

編集・発行：新十津川町住民課

〒073-1103

北海道樺戸郡新十津川町字中央 301 番地 1

TEL0125-76-2130 FAX0125-76-2785

URL : <http://www.town.shintotsukawa.lg.jp>